第 187 回

滋賀県都市計画審議会

【資　料】

議第１号
会長の選出について

１.滋賀県都市計画審議会条例

○滋賀県都市計画審議会条例

昭和44年７月７日

滋賀県条例第35号

〔滋賀県都市計画地方審議会条例〕をここに公布する。

滋賀県都市計画審議会条例

（題名改正〔平成12年条例74号〕）

（趣旨）

第１条　この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第３項の規定に基づき、滋賀県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成12年条例74号〕）

（組織）

第２条　審議会は、委員30人以内をもつて組織する。

２　前項の委員は、次の各号の定めるところにより知事が任命する。

(1)　学識経験のある者　13人以内

(2)　関係行政機関の職員　７人以内

(3)　市町長を代表する者　２人以内

(4)　県議会の議員　６人以内

(5)　市町の議会の議長を代表する者　２人以内

３　前項第１号につき任命される委員の任期は、４年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（一部改正〔昭和57年条例17号・平成８年16号・12年74号・16年38号・令和６年28号〕）

（臨時委員および専門委員）

第３条　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

２　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

３　臨時委員および専門委員は、知事が任命する。

４　臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事

項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第４条　審議会に会長を置き、第２条第２項第１号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第５条　審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

２　審議会の議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（常務委員会）

第６条　審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。

２　常務委員会は、会長および会長の指名した委員６人以内をもつて組織する。

３　常務委員会は、その構成する委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができず、議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会および常務委員会の庶務は、滋賀県交通まちづくり部において処理する。

（一部改正〔平成13年条例２号〕）

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会および常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

付　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付　則（昭和57年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成８年条例第16号）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の際現に滋賀県都市計画地方審議会の委員である者の任期については、改正後の第２条第３項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付　則（平成12年条例第74号）

1　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

2　滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3　ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付　則（平成13年条例第２号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成13年４月１日から施行する。

付　則（平成16年条例第38号抄）

1　この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成16年規則第66号で平成17年１月１日から施行）

付　則（令和６年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

議第２号

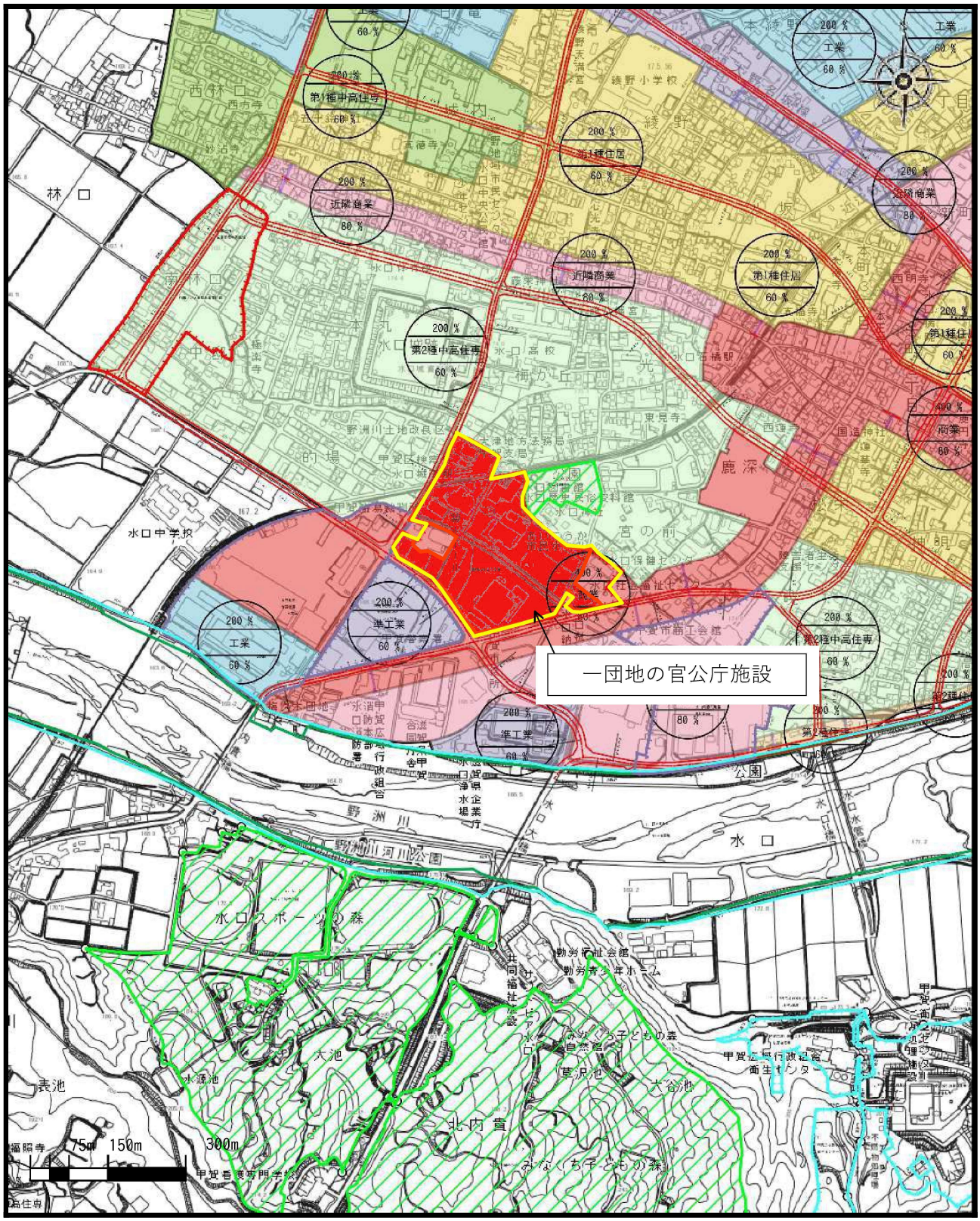
甲賀都市計画一団地の官公庁施設の変更について

１.総括図

２.計画図

３.新旧対照表

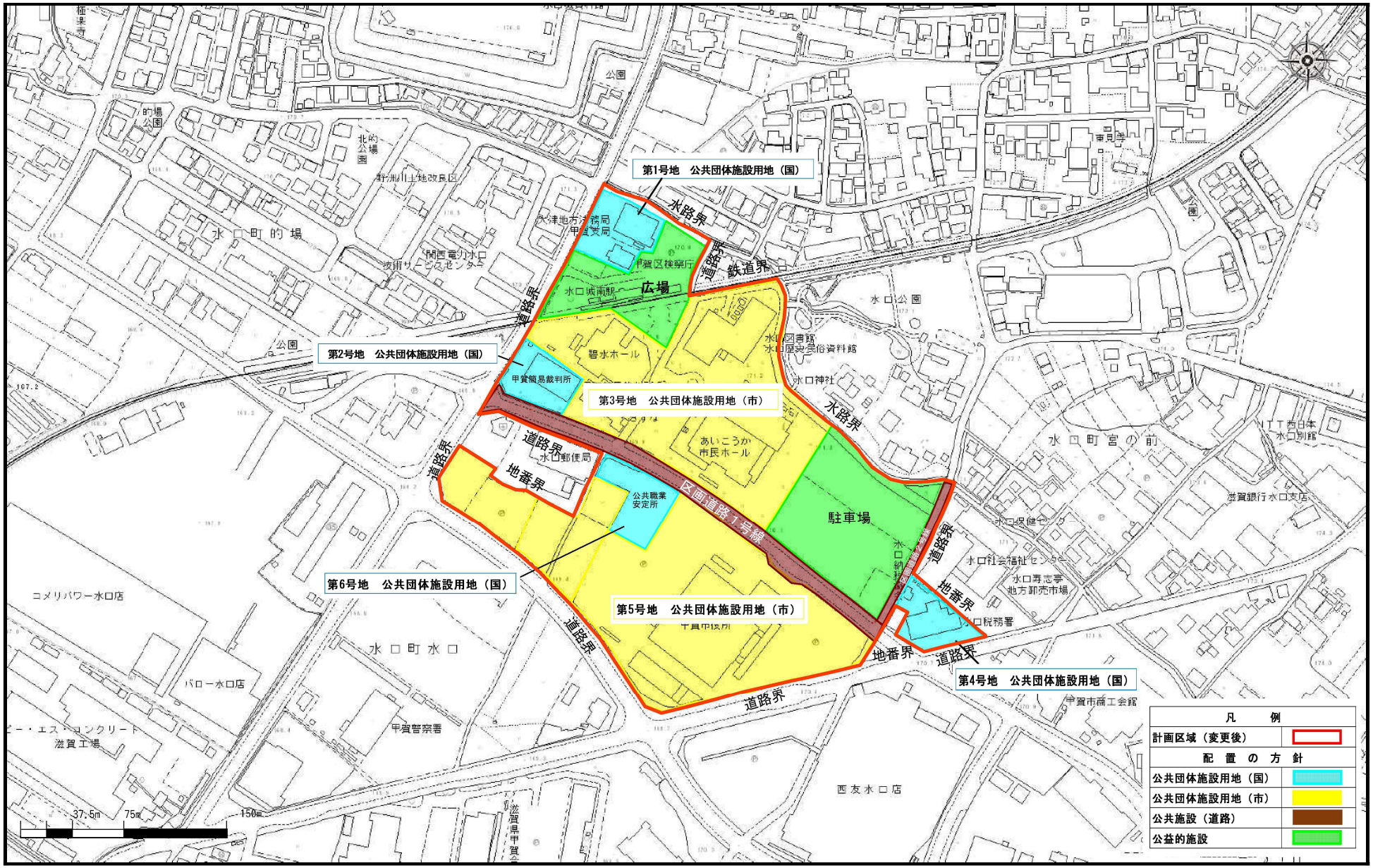
総　括　図



1 / 10,000 (A4)

凡　例	
	変更前（7.9ha）
	変更後（7.4ha）

計画図（一団地の官公庁施設）　　【変更後】



1 / 2,500 (A3)

甲賀広域都市計画一団地の官公庁施設

（滋賀県知事決定）

甲賀広域都市計画一団地の官公庁施設を次のように変更する。

【変更前】

名　　称			水口町宮の下一団地の官公庁施設				
位　　置			滋賀県甲賀郡水口町大字水口字宮の下、一丁坪				
面　　積			約　７．９　ｈａ				
建築物（密度）の限度			建ぺい率	容積率	備考		
			４０％	４００％			
配置の方針	施設	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
			区画道路	区画道路１号線	１２ｍ	約 320m	
			区画道路	区画道路２号線	８ｍ	約 110m	
	公益的施設		駐車場 約 18,000 ㎡　近江鉄道水口城南駅と広場 約 4,000 ㎡				
	建築物		法務省関係施設 財務省関係施設 労働省関係施設 郵政省関係施設	文化芸術施設 甲賀市役所 水口合同ビル （水口福祉センター等）			

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」

甲賀都市計画一団地の官公庁施設

（滋賀県知事決定）

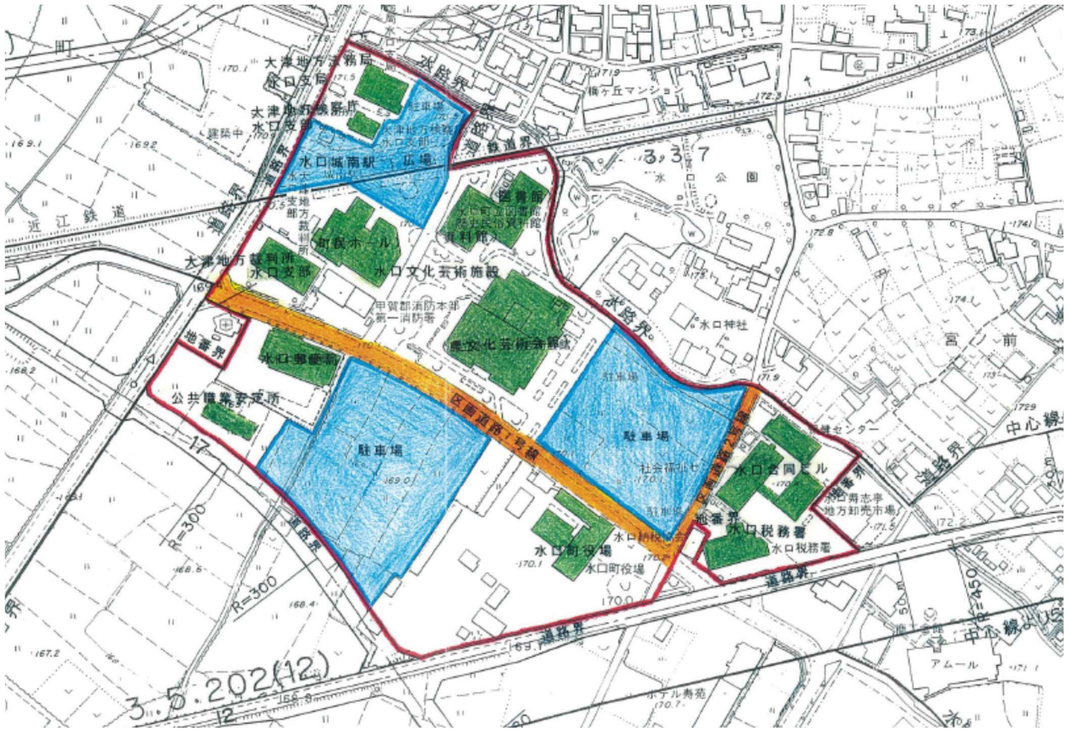
甲賀都市計画一団地の官公庁施設を次のように変更する。

【変更後】

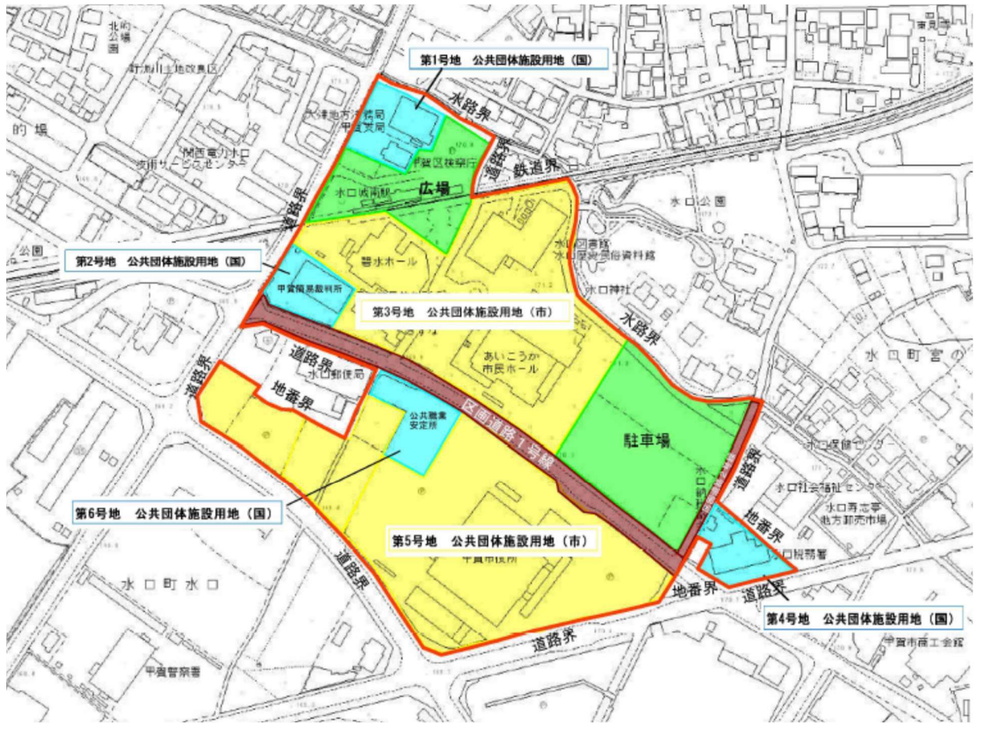
名　　称			水口町宮の下一団地の官公庁施設				
位　　置			滋賀県甲賀市水口町水口字宮の下、一丁坪				
面　　積			約　７．４　ｈａ				
建築物（密度）の限度			建ぺい率	容積率	備考		
			４０％	４００％			
配置の方針	施設	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
			区画道路	区画道路１号線	１２ｍ	約 320m	
			区画道路	区画道路２号線	８ｍ	約 110m	
	公益的施設		駐車場 約 8,700 ㎡　近江鉄道水口城南駅と広場 約 4,000 ㎡				
	建築物		第１号地　公共団体施設用地（国）法務省関係施設 第２号地　公共団体施設用地（国）法務省関係施設 第３号地　公共団体施設用地（市） 第４号地　公共団体施設用地（国）財務省関係施設 第５号地　公共団体施設用地（市） 第６号地　公共団体施設用地（国）厚生労働省関係施設 ・建築物は、地域の文化性を配慮し、周辺景観との調和を図るものとする。 ・施設周辺は緑化を推進するとともに、周辺との統一感に配慮し、つながりのある景観形成をはかるものとする。				

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」

【変更前】


水口城南駅 広場
水口文化芸術会館
駐車場
水口町役場
水口税務署
水口合同ビル
水口文化芸術施設
水口神社
水口町役場
水口税務署
水口町水口
水口町宮前
水口公園
水口図書館
水口保健センター
水口社会福祉センター
水口青芝亭
地方卸売市場
甲賀警察署
甲賀市商工会館
アムール
ホテル寿苑
道路界
地番界
鉄道界
区画道路1号線
中心線
R=300
R=450
3.5.202(12)

【変更後】


第1号地 公共団体施設用地（国）
第2号地 公共団体施設用地（国）
第3号地 公共団体施設用地（市）
第4号地 公共団体施設用地（国）
第5号地 公共団体施設用地（市）
第6号地 公共団体施設用地（国）
広場
駐車場
水路界
道路界
地番界
鉄道界
区画道路1号線
水口城南駅
水口文化芸術会館
水口神社
水口町宮前
水口町水口
水口公園
水口図書館
水口保健センター
水口社会福祉センター
水口青芝亭
地方卸売市場
甲賀警察署
甲賀市商工会館
甲賀簡易裁判所
水口郵便局
公共職業安定所
あいこうか市民ホール
水口税務署